

## 「長野県の契約に関する条例」を踏まえた社会保険未加入対策 に係る県の取組について

長野県建設部建設政策課

### 1 社会保険の加入義務者について

#### (1) 健康保険の加入義務者

- ◆健康保険への加入は原則として、企業単位ではなく、事業所ごと（本社、支店、工場など）
- ◆健康保険が適用となる事業所は、
  - ・加入が義務付けられている事業所（強制適用事業所）
  - ・厚生労働大臣の認可を受けて加入する事業所（任意適用事業所）

#### 【強制適用事業所とは】

- ・国、地方公共団体、法人事業所（法人の種類は問わない）で、常時従業員を使用するもの
- ・個人事業所のうち、常時5人以上の従業員を使用する事業所

#### 【任意適用事業所とは】

- ・個人事業所のうち、常時5人未満の従業員を使用する事業所

※別紙、国土交通省の資料を参照

#### (2) 厚生年金保険の加入義務者

原則、健康保険と同じ

- ・法人事業所（法人の種類は問わない）で、常時従業員を使用するもの
- ・個人事業所のうち、常時5人以上の従業員を使用する事業所

#### (3) 雇用保険の加入義務者

原則、65歳未満のものが加入

- ・適用外：1週間の所定労働時間が20時間未満の者、季節的労働者等
- ・加入できない者：事業主、代表者・役員

### 2 長野県の社会保険加入の現状

○平成25年度公共事業労務費調査結果による建設業の社会保険加入状況（単位：％）

		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	3保険すべて
企業別 加入率	長野県	93	91	95	90
	全国	92	91	96	90
労働者別 加入率	長野県	7.5	7.1	8.2	6.7
	全国	6.6	6.4	7.6	6.2

### 3 社会保険未加入対策の取り組みについて

#### (1) 法定福利費の確保に向けた対応

労働者の社会保険加入に必要な法定福利費を公共工事の予定価格に反映

ア 現場管理費率の改定（法定福利費（事業主負担分）の改定）

⇒予定価格への影響：0.8%のプラス（長野県：平成24年7月1日から実施）

イ 公共工事設計労務単価の引き上げ（法定福利費相当額（個人負担分）を反映）

⇒平均18%のアップ（長野県：平成25年4月1日から実施）

(2) 施工体制台帳を活用した加入指導及び適正な施工体制の確保

元請負人（一般建設業者を含む）に対して、下請金額に関わらず施工体制台帳（下請負人に関する事項、再下請通知書、下請契約書写、施工体系図含む）の作成、提出を求め、工事の施工にあたる下請業者への社会保険加入状況の確認。（平成24年11月1日から実施）

(3) 長野県の契約における取組について

ア 平成26年4月に全国に先駆けて地域経済の健全な発展など、4項目を基本理念とする「長野県の契約に関する条例」を制定。条例の基本理念を実現するため、県の契約の締結方法や履行確保の対策について「長野県の契約に関する取組方針」を策定。

ア) 地域経済の健全な発展

イ) 安全かつ良質なサービスの提供

ウ) 持続可能で活力ある地域社会の実現

エ) 社会的責任を果たす事業者の育成

イ 県発注の公共工事入札参加資格における取扱い

ア) 入札参加資格要件に社会保険加入を追加（入札案件ごと）

県の公共工事において、社会保険に加入していない事業者（加入義務がないものは除く）は、県の入札参加資格がないものとして取り扱う。（平成26年10月1日から実施）

イ) 平成27・28年度建設工事等入札参加資格審査の要件に社会保険加入を追加

2年に1度の定期審査から、建設工事等入札参加資格を得るために必要な要件に社会保険に加入している事業者であること（申請日現在）を追加。（平成27年1月から実施）

(4) 元請・下請間の適切な法定福利費の確保についての助言及び相談

ア 建設事務所における相談窓口の設置

・ 元請、下請間の適切な法定福利費の確保、技能労働者への適切な水準の賃金の確保に関する相談

・ 「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」

・ 社会保険担当部署など関係機関の紹介等を行う

イ 「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」TEL：0570-004976（マルマルヨクナカウ）

国土交通省が開設した、技能労働者へ適切な水準の賃金が行き渡る取り組み状況の把握及び適切な賃金水準確保を円滑化するための相談窓口

ウ 加入状況の確認・未加入者に対する指導

ア) 建設業許可・更新時、経営事項審査時に加入状況を確認

・ 未加入の場合は、口頭により指導

・ 改善が見られない場合、文書により指導、再指導を実施

・ 2回におよぶ文書指導後も未加入の場合は、社会保険担当部局へ通報

イ) 立入検査

建設業者への立入検査時に自社の社会保険の加入状況、下請事業者への加入を促す取り組みの状況を確認

# 建設業における労働保険、社会保険の加入義務等

事業所の形態	労働保険				社会保険	
	常用労働者の数	就労形態	雇用保険	労災保険	医療保険	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	協会けんぽ、健康保険組合等※1	厚生年金
	—	日雇労働者	日雇雇用保険	元請一括加入	国民健康保険又は協会けんぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金
	—	役員等	—	特別加入	協会けんぽ、健康保険組合等※1	厚生年金
	5人～	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	協会けんぽ、健康保険組合等※1	厚生年金
個人事業主	1人～4人	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	国民健康保険(組合)	国民年金
	—	日雇労働者	日雇雇用保険	元請一括加入	国民健康保険又は協会けんぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	特別加入	国民健康保険(組合)	国民年金

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険(組合)に加入する場合がある。  
(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

: 事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)       : 事業主負担がない部分